

長期療養により定期予防接種を

受けることができなかつた方へのお知らせ

長期にわたる療養を必要とする病気にかかっていたなど、特別の事情があつて対象期間内に定期予防接種を受けることができなかつた際に、一定の要件を満たす場合は、定期の対象期間外であっても定期予防接種として接種していただくことができます。

【対象となる方】

□竹田市に住民登録があり、下記に該当することに加え、医師の判断や接種歴等を総合的に判断のうえ、本市が認めた方

□「特別の事情」があつて定期接種の対象期間に予防接種を受けることができなかつた場合で、その病気が治癒するなど、「特別の事情」がなくなった日から起算して、こどもの定期予防接種は2年以内の方(ただし、BCGは4歳未満、小児肺炎球菌は6歳未満、Hibは10歳未満、四種混合は15歳未満でかつ「特別の事情」がなくなった日から2年以内の方、ロタウイルスは対象外)

※特別な事情・・・長期にわたり療養を必要とする疾病の例

免疫機能の異常	先天性免疫不全症(無ガンマグロブリン血症、再生不良性貧血)
免疫抑制をきたす治療が必要な場合	血液腫瘍性疾患(白血病・悪性リンパ腫・神経芽細胞腫)
	慢性腎疾患(ネフローゼ症候群・慢性糸球体腎炎)
	自己免疫疾患(若年性関節リウマチ・全身性エリテマトーデス・川崎病)
	炎症性腸疾患(クローン病・潰瘍性大腸炎)

【申請方法(接種する前に事前にご相談ください)】

1. 「長期療養者のための定期予防接種に関する申請書」及び「特例措置対象者該当理由書」をご提出ください。※「特定措置対象者該当理由書」は主治医記入欄があります。上記「特別な事情」で現在または過去に受診された医師にご依頼ください。
2. 母子健康手帳の予防接種記録欄写し
上記書類提出後、審査を行い、後日書面でお知らせします。認定された場合は、実施依頼書を送付いたします。